

研修開始登録、研修管理に関する案内

2015 年度から麻酔科専門医研修プログラムでの麻酔科専門医研修が始まりました。専攻医に対して研修プログラム施設が管理する事項は以下の通りとなります。

1. 専攻医研修登録
2. 研修プログラムの実施
3. 臨床実績管理
4. 研修の休止の承認
5. 研修の中断勧告
6. 専攻医の研修プログラム移動に伴う処理
7. 専門医研修の評価及び修了の判断と手続き
8. 問合せ先

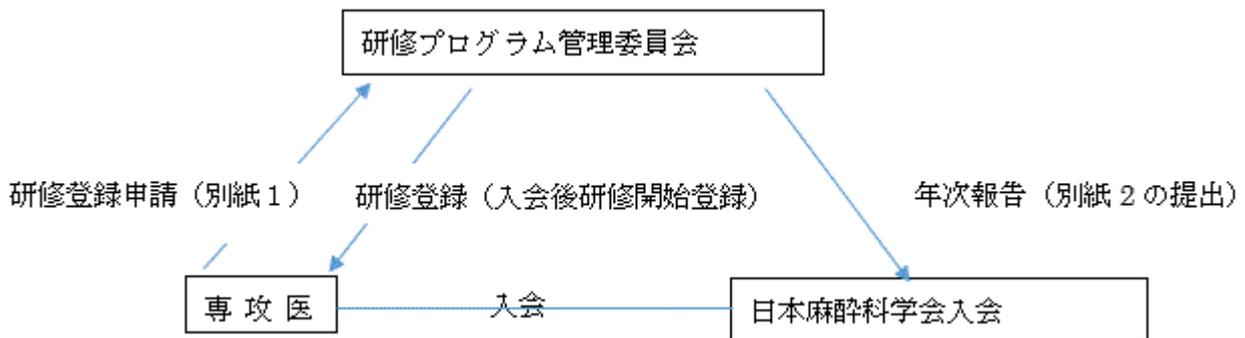
<研修対象>

対象は、2015 年度から後期研修を開始する方および、2014 年度以前から後期研修を開始している方となります。2014 年度以前から後期研修を開始している方は、移行措置の対象となるため、現行制度で新規申請が可能ですが、新制度との併用も可能です。現行制度では認定医取得後 2 年後以降に専門医新規申請となりますが、新制度は 4 年間の研修期間中いつ認定医を取得してもよい制度ですので、制度移行期間も新制度研修を行っておくと、受験時の制度選択に有利となる場合があります。尚、2017 年度以降は日本専門医機構（機構）による専門医研修プログラムが始まります。機構専門医新規取得に関しては、機構の研修プログラム基準が策定された後、HP でお知らせいたします。

1. 専攻医研修開始登録

【2017 年度以前の開始登録】

研修プログラム管理委員会は、専攻医希望者から研修登録申請書を受け取り、プログラム管理委員会プログラム管理者名で研修開始承認をしてください。研修登録は毎月 1 日付けで行ってください。日本麻酔科学会への入会手続き終了の翌月 1 日からの研修開始となります。ただし、4 月 1 日に研修登録を行った場合のみ、6 月 10 日までに入会申請を行い 6 月中に会員となれば、4 月 1 日から研修開始登録と認められます。研修プログラム管理委員会は、4 月 1 日時点で研修登録をしていながら、入会していない専攻医については、6 月 10 日までに入会申請を行うように連絡してください。



【2018年度以降の開始登録】

日本専門医機構のシステムを使用して登録・承認等を行っていただきます。詳しい内容は「日本専門医機構認定 専門研修プログラム制度について」のページに記載しております。

研修開始登録の条件、具体的手続きは以下の通りです。

<条件>

専攻医の資格は以下の2点となります。

- ① 医師法に定められた日本の医師免許を有すること
- ② 卒後臨床研修終了登録証を有すること（第98回以降の医師国家試験合格者）

※第97回以前に医師国家試験に合格している方は不要。

上記①②の条件に合致する医師を研修登録してください。研修開始登録には日本麻酔科学会への入会が条件となります。

<研修開始登録時期の専攻医への案内>

プログラム研修期間は研修開始登録から厳密に計算されますので、以下の点を専攻医と確認し、不利益のないようにお取り計らいください。

***4月1日研修開始とするためには当該年度の7月中に入会完了が必要（7月10日までに入会手続きが必要）**

***卒後臨床研修修了後6ヶ月以内に研修開始登録を完了した場合は、卒後臨床研修中の研修期間、経験症例を加えることができる。**

2. 研修プログラムの実施

各麻酔科専門医研修プログラムの実施計画に基づき実施してください。

3. 臨床実績管理

研修施設毎に研修期間、症例の証明書類を提出いただきます。各施設の麻酔科責任者は当該施設で研修が終了した専攻医の研修期間、症例を、以下の<A>研修証明書、臨床実績報告書により確認し、研修プログラム管理委員会に提出してください。研修プログラム管理委員会委員長は、研修内容を承認し、<A>研修証明書に署名押印の上、<A>研修証明書と臨床実績報告書を専攻医に渡してください。

※研修プログラム管理委員会では<A>研修証明書と臨床実績報告書のコピー分を保管ください。

研修証明書

<A>研修証明書

・各施設が、その施設で研修が終了した専攻医に対して、研修期間およびその期間の実施症例を証明する書類です。

症例報告書

1) 臨床実績報告書（必要経験症例が含まれる期間分）

2) 必要経験症例一覧表（4年分）

・研修施設ごとの症例報告書です。施設の麻酔科責任者は1) 2)に記載された症例を確認の上、所定欄に署名（自署）してください。

・経験必要症例については、それぞれの症例の実施日、実施施設などの詳細記録を確認してください。専門医試験受験資格審査の際に、症例の呈示を求められることがあるので、麻酔記録が確認できるように正しく記載されているか確認ください。

4. 研修の休止の承認

専攻医本人の申し出に基づき、妊娠・出産・育児・介護・長期療養・留学・その他正当な理由がある場合は連続して2年迄休止が認められます。研修プログラムの休止回数に制限はなく、休止期間が連続して2年を越えていなければ、それまでの研修期間はすべて認められます。2年を越えて研修プログラムを休止した場合は、それまでの研修期間は認められません。

<休止の特例>

地域枠コースを卒業し医師免許を取得した者については、卒後に課せられた義務を果たすために特例扱いとし2年以上の休止を認めます。研修プログラム管理委員会は、研修プログラム休止申請書を専攻医から受け取り、休止の承認をしてください。

5. 研修の中断勧告

専攻医が臨床研修を継続することが困難であると研修施設側が判断した場合、研修プログラム管理委員会から専攻医に対し臨床研修の中断を勧告できます。専攻医の研修を中断する場合、研修プログラム管理委員会は、研修プログラム中断通知書を専攻医に発行してください。

* 通知書のコピーは研修プログラム管理委員会で保管のこと。

6. 専攻医の研修プログラム移動に伴う処理

専攻医は、やむを得ない場合、研修期間中に研修プログラムを移動することができます。

この場合は、移動前のプログラム管理委員会は研修証明書を発行し、次のプログラムは研修開始登録処理を行ってください。

* 証明書、申請書のコピーは研修プログラム管理委員会で保管のこと。

注意 1) 原則として移動前と移動後の両プログラム責任者が移動後も研修を継続できると判断した場合に移動することができます。

注意 2) 研修開始登録年度内のプログラム間での移動となります。

例) 2015 年度開始の研修医が 2016 年度や 2017 年度開始のプログラムへの移動はできない。

7. 専門医研修の評価及び修了の判断と手続き

研修プログラム管理委員会は専攻医の研修の評価および修了の判断を施設毎に行います。当該専攻医が施設での研修を修了したと認めるときは、速やかに研修証明書を交付しなければなりません。

研修を全て修了した際の登録基幹施設は、専攻医から「研修証明書のコピー」「臨床実績報告書コピー」「必要経験症例一覧表コピー」を回収し、4 年以上の研修期間と必要経験症例を確認してください。

4 年以上の研修期間と必要経験症例を確認できた専攻医に「麻酔科専門医研修プログラム修了証（予定）」を速やかに交付しなければなりません。

* 麻酔科専門医研修プログラム修了証（予定）のコピーは研修プログラム管理委員会で保管のこと。

8. 問い合わせ先

新制度に関するお問い合わせはメールで受け付けております。学会 HP トップの「お問い合わせ」から、2. カテゴリー「認定制度に関するお問い合わせ」をお選びいただきお送りください。

今後、新制度に関する細部の検討を進め、新たな決定事項は HP やニュースレターでお知らせいたしますのでご確認いただきますようお願いいたします。